

地域森林計画変更計画書

(令和3年度)

1 吾妻森林計画区

計画期間 { 自 平成30年4月1日
至 令和10年3月31日 }

2 西毛森林計画区

計画期間 { 自 令和2年4月1日
至 令和12年3月31日 }

3 利根上流森林計画区

計画期間 { 自 令和3年4月1日
至 令和13年3月31日 }

群馬県

目 次

吾妻地域森林計画変更計画書 — — — — — 1-1

西毛地域森林計画変更計画書 — — — — — 2-1

利根上流地域森林計画変更計画書 — — — — — 3-1

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、吾妻地域森林計画、西毛地域森林計画及び利根上流地域森林計画を次のとおり変更します。本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。

なお、変更計画の施行日は、令和4年4月1日とします。

吾妻地域森林計画変更計画書

計画期間 { 自 平成30年4月1日 }
 { 至 令和10年3月31日 }

(令和元・3年度一部変更)

群馬県

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、吾妻地域森林計画を次のとおり変更します。

なお、変更計画の施行日は、令和 4 年 4 月 1 日とします。

1 変更事項

- (1) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「1 森林の立木竹の伐採に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (2) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「2 造林に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (3) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「3 間伐及び保育に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (4) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (5) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」に「林産物の搬出方法等」を加え、次のとおり変更します。
- (6) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「4 林道の開設及び拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更します。
- (7) 「(附) 参考資料」のうち「7 その他」に「持続的伐採可能量」を加え、次のとおり変更します。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

(2) 立木の標準伐期齢に関する方針

現計画のとおり

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

現計画のとおり

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣害の発生状況

また、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

現計画のとおり

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

現計画のとおり

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

現計画のとおり

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(区域設定の考え方)

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・ 特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

現計画のとおり

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想

定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	110 以上	30～40
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85 以上	23～34
	架線系 作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60(50) 以上	16～26
	架線系 作業システム	20(15) 以上	
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	5～15

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

現計画のとおり

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

現計画のとおり

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

現計画のとおり

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

現計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

現計画のとおり

2 間伐面積

現計画のとおり

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

現計画のとおり

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

(下線部が今回の変更箇所、変更内容を備考に記載)

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道		中之条町	不動沢	<u>0.6</u>	<u>20</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	長見山	<u>1.3</u>	<u>66</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	境沢	<u>0.6</u>	<u>13</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	太倉岳	<u>1.2</u>	<u>204</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	後界戸	<u>0.7</u>	<u>13</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	四万湖中組	<u>0.7</u>	<u>28</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	湯原	<u>0.5</u>	<u>26</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	沢渡反下	<u>2.6</u>	<u>104</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	高沼寺社原	<u>0.8</u>	<u>34</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町	畠沢	<u>2.5</u>	<u>133</u>			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	中之条町	三本木	0.8	28			
開設	自動車道	林業専用道	中之条町	押込	1.2	70	○		延長の変更
開設	自動車道		中之条町	四万湖伊賀野	<u>0.6</u>	<u>10</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町(旧六合村)	山路	<u>1.5</u>	<u>143</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町(旧六合村)	高間	<u>1.0</u>	<u>35</u>			路線の削除
開設	自動車道		中之条町(旧六合村)	中沢吹久保	<u>1.2</u>	<u>42</u>			路線の削除
			中之条町計	2 路線	2.0	98			
開設	自動車道		東吾妻町(旧東村)	後山	<u>2.0</u>	<u>70</u>			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町(旧東村)	天台	<u>2.2</u>	<u>77</u>			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町(旧東村)	新巻	<u>1.2</u>	<u>27</u>			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	東吾妻町(旧東村)	薦ノ木沢	1.0	25			延長の変更
開設	自動車道		東吾妻町	蜂窪	<u>2.1</u>	<u>142</u>			路線の削除
開設	自動車道	指定林道	東吾妻町	吾嬬山	6.5	750	○		延長の変更
開設	自動車道		東吾妻町	厚田	<u>1.7</u>	<u>68</u>			路線の削除

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		東吾妻町	釜立	1.0	28			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	岩下山田	0.6	13			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	唐堀	1.1	37			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	境野	1.5	55			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	甘酒原	3.0	50			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	本丸大峠	2.4	84			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	船頭畝	2.5	88			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	はじかみ	2.5	90			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	大柏木横壁	2.0	70			路線の削除
開設	自動車道		東吾妻町	鍛冶屋沢	2.5	112			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	東吾妻町	東吾妻244	0.7	50			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	東吾妻町	東吾妻254	0.7	50			延長の変更
			東吾妻町計	4 路線	8.9	875			
開設	自動車道		長野原町	松の木沢	1.5	88			路線の削除
開設	自動車道		長野原町	木戸赤宿	3.0	720			路線の削除
開設	自動車道		長野原町	川原畑	3.5	60	○		路線の削除
開設	自動車道		長野原町	大柏木横壁	2.0	130			路線の削除
			長野原町計	0 路線	0.0	0			
開設	自動車道		嬭恋村	大原大前	6.5	228			路線の削除
開設	自動車道		嬭恋村	砂井上ノ具	0.7	16			路線の削除
開設	自動車道		嬭恋村	大前細原	1.6	56			路線の削除
開設	自動車道		嬭恋村	芦生田袋倉	2.0	76			路線の削除
開設	自動車道		嬭恋村	滝ノ上	0.3	16			路線の削除
開設	自動車道		嬭恋村	滝ノ上支	1.7	9			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	嬭恋村	大原大前支	0.7	25			
開設	自動車道	林業専用道	嬭恋村	群馬坂支	1.0	56			延長の変更
			嬭恋村計	2 路線	1.7	81			
開設	自動車道		高山村	熊野北山	2.5	53			路線の削除
開設	自動車道		高山村	桑ノ木立	0.5	9			路線の削除
開設	自動車道		高山村	第2障子岩	0.5	40			路線の削除
開設	自動車道		高山村	西五領	2.0	106			路線の削除
開設	自動車道		高山村	細久保	0.3	8			路線の削除
開設	自動車道		高山村	細久保支	1.5	28			路線の削除
開設	自動車道		高山村	小峠	0.3	7			路線の削除
開設	自動車道		高山村	小峠支	0.6	13			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	高山村	東山小峠	0.7	130			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	高山村	仙貫赤根	2.3	80	○		延長の変更
			高山村計	2 路線	3.0	210			
	吾妻環境森林事務所計			10 路線	15.6	1,264			

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の 計画箇 所	対 図 番 号	備考
拡張	自動車道		中之条町	七曲2号	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	仁田沢	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	大竹支	0.4				改良
拡張	自動車道		中之条町	高樫	0.4				舗装
拡張	自動車道		中之条町	吾嬬山	2.0		○		舗装
拡張	自動車道		中之条町	塩原	1.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	北山本	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	一の瀬	2.7		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	名知良久	0.6		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	小雨	3.4		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	京塚	0.6				改良
拡張	自動車道		中之条町	寺社木	5.4		○		舗装 前半5カ年箇所の追加
拡張	自動車道		中之条町	下沢	0.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	中沢	1.3		○		改良
拡張	自動車道		中之条町	日ヶ関	2.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		中之条町	至球	0.5				改良・舗装 路線の削除
			中之条町計	15 路線	22.2				
拡張	自動車道		東吾妻町	林浦橋倉	0.1				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	中尾	0.9				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	高橋千沢	2.1		○		舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	千沢	0.4				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	弓ヶトウ	1.5				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	小屋沢	1.6				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	村武沢	1.1				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	平五良	1.9				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	円座木	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	奥田	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	新巻	1.8		○		改良・舗装 前半5カ年箇所の追加
拡張	自動車道		東吾妻町	上野	1.0				舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	植栗	3.2				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	北浦	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	岩下山田	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	姉山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	烏帽子山	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	本丸大埜	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	はじかみ	3.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	船頭畝	3.3				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	関谷	2.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	甘酒原	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	細谷	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	道泉谷戸	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	坂倉	2.0		○		舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	吾嬬山	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	万騎	2.0		○		改良
拡張	自動車道		東吾妻町	北榛名山	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		東吾妻町	ユーション	0.2		○		改良
拡張	自動車道		東吾妻町	下泉藤木	0.1				改良
拡張	自動車道		東吾妻町	権田	0.1				改良
			東吾妻町計	31 路線	44.5				

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		長野原町	大津吹久保	0.1				改良
拡張	自動車道		長野原町	与喜屋赤宿	4.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	古森堂光原	0.1				改良
拡張	自動車道		長野原町	笹沢支	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	熊の内	3.0		○		改良・舗装 前半5カ年箇所の追加
拡張	自動車道		長野原町	万騎	0.5		○		改良 前半5カ年箇所の追加
拡張	自動車道		長野原町	萩原滝原	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		長野原町	貝瀬	3.0				改良
拡張	自動車道		長野原町	吾嬬山	1.0		○		改良
			長野原町計	9 路線	14.6				
拡張	自動車道		嬬恋村	棧敷山	5.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	群馬坂	1.8		○		改良
拡張	自動車道		嬬恋村	砂井上ノ貝	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	大前干俣	0.5		○		改良
拡張	自動車道		嬬恋村	今井	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	滝の上	3.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	門貝	0.4		○		改良
拡張	自動車道		嬬恋村	三原門貝	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		嬬恋村	群馬坂西	0.5				改良
			嬬恋村計	9 路線	14.0				
拡張	自動車道		草津町	小雨	1.9		○		改良・舗装
			草津町計	1 路線	1.9				
拡張	自動車道		高山村	北山	3.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	北山本	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	桑の木立	0.3				舗装
拡張	自動車道		高山村	障子岩	2.0				改良・舗装 延長の変更
拡張	自動車道		高山村	第2障子岩	0.6				舗装
拡張	自動車道		高山村	西五領	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	細久保	0.3				舗装
拡張	自動車道		高山村	芳の平	1.4		○		舗装
拡張	自動車道		高山村	障子岩	1.5				舗装 路線の削除
拡張	自動車道		高山村	柿平大遠見	0.3		○		改良・舗装 改良の追加
拡張	自動車道		高山村	小野子山	0.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高山村	長久保	0.1		○		舗装
拡張	自動車道		高山村	火の口	0.1		○		改良
拡張	自動車道		高山村	小峠	1.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	高山村	仙貫赤根	0.5		○		改良 路線の追加
			高山村計	14 路線	11.7				
			吾妻環境森林事務所計	79 路線	108.9				

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

現計画のとおり

2 森林の現況

現計画のとおり

3 林業の動向

現計画のとおり

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

現計画のとおり

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

現計画のとおり

6 森林資源の推移

現計画のとおり

7 その他

(1) 年度別森林資源表（県計）

現計画のとおり

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
137

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	137	89	226
90	123		212
80	109		198
70	96		185
60	82		171
50	68		157
40	55		144
30	41		130
20	27		116
10	14		103

- 注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。
- 2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。

西毛地域森林計画変更計画書

計画期間 { 自 令和2年4月1日 }
 { 至 令和12年3月31日 }

(令和2・3年度一部変更)

群馬県

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、西毛地域森林計画を次のとおり変更します。

なお、変更計画の施行日は、令和 4 年 4 月 1 日とします。

1 変更事項

- (1) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「1 森林の立木竹の伐採に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (2) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「2 造林に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (3) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「3 間伐及び保育に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (4) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (5) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」に「林産物の搬出方法等」を加え、次のとおり変更します。
- (6) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「3 人工造林及び天然更新別の造林面積」の一部を次のとおり変更します。
- (7) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「4 林道の開設及び拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更します。
- (8) 「(附) 参考資料」のうち「7 その他」に「持続的伐採可能量」を加え、次のとおり変更します。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

(2) 立木の標準伐期齢に関する方針

現計画のとおり

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

現計画のとおり

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣害の発生状況

また、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

現計画のとおり

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

現計画のとおり

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

現計画のとおり

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(区域設定の考え方)

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。
- ・ 特に効率的な施業が可能な森林
木材等生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

現計画のとおり

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想

定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	110 以上	30～40
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85 以上	23～34
	架線系 作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60(50) 以上	16～26
	架線系 作業システム	20(15) 以上	
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	5～15

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

現計画のとおり

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

現計画のとおり

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

現計画のとおり

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同
化その他森林施業の合理化に関する事項

現計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

現計画のとおり

2 間伐面積

現計画のとおり

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

(下線部が今回の変更箇所)

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,720	<u>400</u>
うち前半5年分	770	<u>170</u>

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

(下線部が今回の変更箇所、変更内容を備考に記載)

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		高崎市	芦田小屋	<u>0.5</u>	17			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	糠塚	<u>1.7</u>	30			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	夕旦	<u>0.8</u>	35			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	久能沢	<u>0.7</u>	256	○		延長の変更
開設	自動車道		高崎市	宮原大萱	<u>1.5</u>	132			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	一倉	<u>2.5</u>	173			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	寺ノ平	<u>0.3</u>	55			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	陣田	<u>2.0</u>	45			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	小和田	<u>1.5</u>	121			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	境沢	<u>0.5</u>	148			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	赤竹	<u>1.0</u>	126			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	赤竹支	<u>0.5</u>	34			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	岩米	<u>1.0</u>	30			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	蘭津	<u>0.3</u>	130			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	寺沢谷津	<u>4.0</u>	135			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	トヤ峰	<u>1.5</u>	94			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	元三沢矢落	<u>5.5</u>	253			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	新山八重押	<u>3.7</u>	195			路線の削除

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	石津三ツ玉	2.0	388			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	至り沢	1.0	30			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	中尾根	1.4	72	○		路線の削除
開設	自動車道		高崎市	前ノ沢	1.0	208			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	井戸窪	1.0	96			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	室の沢目向	0.3	301			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	樋ノ沢・砂ヶ	0.3	38			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	小梨	1.0	113			路線の削除
開設	自動車道		高崎市	猪之籠	1.0	18			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	鳶石	1.6	35	○		延長及び利用区域の変更
開設	自動車道	林業専用道	高崎市	内ノ沢	1.8	50	○		利用区域の変更
			高崎市計	3 路線	4.1	341			
開設	自動車道		安中市	雉子ヶ尾檜山	1.9	76	○		
開設	自動車道		安中市	挑山	1.5	19			路線の削除
開設	自動車道		安中市	太平・室ノ木	3.5	26			路線の削除
開設	自動車道		安中市	赤坂	1.0	251	○		路線の削除
開設	自動車道		安中市	赤土坂	1.0	11			路線の削除
開設	自動車道		安中市	表山	1.5	63			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	安中市	高墓	2.1	42	○		路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	安中市	宮掛竜具戸	1.7	48	○		路線の削除
			安中市計	1 路線	1.9	76			
西部環境森林事務所計				4 路線	6.0	417			
開設	自動車道		藤岡市	高畑	0.3	87	○		延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	根際	0.1	287			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	八木沢	0.1	98			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	千の沢	0.1	95			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	八塩	0.1	119			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	高瀬	0.1	123			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	雲尾	0.2	46			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	小平塩沢	0.1	29			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	根際栢ヶ舞	0.1	119			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	細尾	0.1	193			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	塩沢坂元	0.1	77			延長の変更
開設	自動車道		藤岡市	保美濃山	0.2	18			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	藤岡市	下三波川	0.6	50	○		延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	藤岡市	白水沢支	1.2	44	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
			藤岡市計	14 路線	3.4	1,385			

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		上野村	赤屋	0.1	31			延長の変更
開設	自動車道		上野村	神寄沢	0.2	144			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	上野村	奥名郷支	0.2	49	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道		上野村	日影平	0.1	59			延長の変更
開設	自動車道		上野村	大平	0.1	28			延長の変更
開設	自動車道		上野村	北沢	0.1	138			延長の変更
開設	自動車道		上野村	品塩山	0.3	200			延長の変更
開設	自動車道		上野村	湯の沢	0.1	39			延長の変更
開設	自動車道		上野村	井戸沢	0.1	35			延長の変更
開設	自動車道		上野村	諏訪山	0.1	158			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	上野村	鏡ノ沢	0.2	29	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	上野村	塩の沢	0.2	34	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	上野村	馬放場	1.2	107	○		延長の変更
			上野村計	13 路線	3.0	1,051			
開設	自動車道		神流町	麻生	1.0	146			路線の削除
開設	自動車道		神流町	麻生支	1.0	37			路線の削除
開設	自動車道		神流町	太田	1.0	36			路線の削除
開設	自動車道		神流町	大森	1.0	89			路線の削除
開設	自動車道		神流町	上の山	2.0	19			路線の削除
開設	自動車道		神流町	黒田赤久縄	2.0	222			路線の削除
開設	自動車道		神流町	馬夕夕	1.0	43			路線の削除
開設	自動車道		神流町	明家	1.0	105			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	神流町	桐ノ城	1.0	27	○		路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	神流町	御鉾	0.1	23	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	0.2	24	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	神流町	長久保	2.2	25	○		延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	神流町	サス平	0.1	27	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
			神流町計	4 路線	2.6	99			
藤岡森林事務所計				31 路線	9.0	2,535			
開設	自動車道		富岡市	梅沢峠	1.0	54			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	中沢蛟沼	0.4	39	○		路線の削除
開設	自動車道		富岡市	頂寺山	0.5	134	○		路線の削除
開設	自動車道		富岡市	諸土橋	1.0	15			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	寺山	0.7	10			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	西谷立沢	2.0	120			路線の削除

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		富岡市	藤田西谷	0.5	13			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	古立行沢菅原	1.0	60			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	新屋	0.3	30	○		延長の変更
開設	自動車道		富岡市	横尾向菅原	0.5	32			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	水境比丘尼沢	1.0	90			路線の削除
開設	自動車道		富岡市	稲荷谷	1.0	80			路線の削除
			富岡市計	1 路線	0.3	30			
開設	自動車道	指定林道	下仁田町	奥山六車	2.0	613	○		延長の変更
開設	自動車道		下仁田町	稲倉高倉	0.6	105	⊖		路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	三本杉鎌田	0.5	34			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	藤畑藤井	1.5	108			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	田中小倉	0.5	27			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	四ツ家根小屋	2.0	132			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	手駄木	0.5	27			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	下櫛	0.5	19			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	小塩沢	2.0	107			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	柳原	0.5	5			路線の削除
開設	自動車道		下仁田町	森沢北野	2.0	104			路線の削除
			下仁田町計	1 路線	2.0	613			
開設	自動車道	指定林道	南牧村	奥山六車	2.0	753	○		延長の変更
開設	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	1.0	112			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	深沢侍井戸	1.0	78			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	井戸入沢口	0.5	46			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	内岩滝ノ沢	0.5	68			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	番木川原	0.5	17			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	坂下小屋ノ沢	5.0	63	⊖		路線の削除
開設	自動車道		南牧村	駒寄御神楽	0.5	46			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	諸日向後菅	0.5	27			路線の削除
開設	自動車道		南牧村	野々上	0.5	49	○		
開設	自動車道		南牧村	梅ノ平森向	1.5	81	⊖		路線の削除
開設	自動車道		南牧村	窪松倉	0.2	38	⊖		路線の削除
			南牧村計	2 路線	2.5	802			
開設	自動車道		甘楽町	太平	1.0	71			路線の削除
開設	自動車道		甘楽町	草喰八丁河原	3.5	1,309	○		延長の変更
			甘楽町計	1 路線	3.5	1,309			
富岡森林事務所計				5 路線	8.3	2754			
西毛森林計画区計				40 路線	23.3	5,706			

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対 号 番 号	備考
拡張	自動車道		高崎市	乗附	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	上乘附	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	小塚	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	ビヤクイ コツカ 白衣小塚	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	榛倉	2.0		○		改良 延長の変更
拡張	自動車道		高崎市	久能沢	5.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	久能沢支	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢	1.6		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	上野元三沢支	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	四ツ目尾根山	2.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	宮原大萱	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤竹	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	坂倉	0.8				改良
拡張	自動車道		高崎市	境沢	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	陣田	0.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	長井	2.9				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤沢	2.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	石津三ツ玉	5.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	一倉	0.7		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	一倉支	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	赤竹支	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	蘭津	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	杏ヶ岳	3.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	小和田	1.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	水落	0.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	水落支	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	三ツ丸大平	2.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	岩氷	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	寺ノ平	3.1				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	杖の神峠	2.7		○		改良・舗装 前半5カ年箇所の 追加
拡張	自動車道		高崎市	坊峯	0.9				改良
拡張	自動車道	林業専用道	高崎市	中尾根	0.1		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	前ノ沢	2.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	井戸窪	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	室の沢日向	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	音羽山	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦の沢	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	東榛名山	1.0				改良
拡張	自動車道		高崎市	糠塚	3.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	南榛名山	2.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	碓原夕日	2.2				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	岩城大日蔭	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	伏間赤仁田	3.0				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	筒井沢	3.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	大久保大日蔭	0.5				改良
拡張	自動車道		高崎市	長久保	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	駒寄大日蔭	0.5				改良
拡張	自動車道		高崎市	上宮沢	1.3				改良・舗装

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		高崎市	古寄	1.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	不動	1.8				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	大日蔭	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	風戸間野	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	榛倉	1.5		⊖		改良 路線の削除
拡張	自動車道		高崎市	杖の神峠	0.1		⊖		改良 路線の削除
拡張	自動車道		高崎市	杏ヶ岳	2.0		⊖		改良・舗装 路線の削除
拡張	自動車道		高崎市	上神	0.4				改良
拡張	自動車道		高崎市	芦田小屋	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	東猪ノ毛支	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	猪ノ毛	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢・砕ヶ	1.3				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	樋ノ沢	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	河鹿入	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	小梨	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	半根石	1.6				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	見明寺	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	八束沢	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	八束・日向	0.3				改良
拡張	自動車道		高崎市	生勢	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	牛伏山	0.6				改良
拡張	自動車道		高崎市	法京	0.2				改良
拡張	自動車道		高崎市	大沢・八束	0.4		○		改良
拡張	自動車道		高崎市	馬場・長坂	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		高崎市	八束・一郷	0.5				改良
拡張	自動車道		高崎市	櫛尾・樋ノ沢	0.1				改良
拡張	自動車道		高崎市	足沢松原	0.1				改良
			高崎市計	74 路線	86.6				
拡張	自動車道		安中市	胡桃沢	0.6		⊖		改良・舗装 前半5カ年箇所の 削除
拡張	自動車道		安中市	赤根沢	1.2				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	長源寺	4.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	般若沢	1.2				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	大谷津	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	柿平	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	茶白山	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	柿平・三俣	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	森熊支	0.8		○		改良・舗装 舗装及び前半5カ 年箇所の追加
拡張	自動車道		安中市	森熊	0.8		○		改良・舗装 舗装及び前半5カ 年箇所の追加
拡張	自動車道		安中市	赤根沢支	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	柿平宮掛	0.2				改良

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対 図 番 号	備考
拡張	自動車道		安中市	青木山	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	満行寺	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	入会沢	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	平	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	上月	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	譲沢	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	苧稲・湯ノ谷津	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	苧稲・岩戸	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	雉子ケ尾檜山	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	苧稲・檜山	1.1				改良
拡張	自動車道		安中市	赤松沢	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	城山	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	小根山	1.4		○		改良
拡張	自動車道		安中市	水谷支	0.3				改良
拡張	自動車道		安中市	行田中木	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	高墓小根山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		安中市	高坪	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	北高墓	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	矢崎	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	水谷	0.6				改良
拡張	自動車道		安中市	妙義荒船	1.0				改良
拡張	自動車道		安中市	高墓道添	0.6				改良
拡張	自動車道		安中市	倉骨	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		安中市	野ヶ久保高墓	0.4				改良
拡張	自動車道		安中市	中木西尾	0.4		○		改良 前半5カ年箇所の 追加
拡張	自動車道		安中市	霧積	0.7				改良
拡張	自動車道		安中市	霧積支	0.1		⊖		改良 前半5カ年箇所の 削除
拡張	自動車道		安中市	赤坂	1.4		⊖		改良 前半5カ年箇所の 削除
拡張	自動車道		安中市	久保	0.2				改良
拡張	自動車道		安中市	三ツ頭	0.3				改良
拡張	自動車道		安中市	大平	0.1				改良
拡張	自動車道		安中市	曲沢	0.1				改良
			安中市計	44 路線	31.9				
西部環境森林事務所計				118 路線	118.5				
拡張	自動車道		藤岡市	高畑	3.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	名無村	5.5				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	東御荷鉾	8.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	白水沢	1.6				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	奈良山	2.4		○		改良・舗装 前半5カ年箇所の 追加
拡張	自動車道		藤岡市	栢ヶ舞	3.7				改良・舗装
拡張	自動車道		藤岡市	坂原	2.6				改良
拡張	自動車道		藤岡市	ブナン沢	5.5				改良
拡張	自動車道		藤岡市	日向	2.3				改良
拡張	自動車道		藤岡市	滝ノ沢	0.9				改良

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		藤岡市	尾柿	2.5				改良
拡張	自動車道		藤岡市	根際	2.6				改良
拡張	自動車道		藤岡市	茶堂	1.0				改良
拡張	自動車道		藤岡市	野茨	0.7				改良
拡張	自動車道		藤岡市	細尾	1.2				改良
拡張	自動車道		藤岡市	南郷支	1.0				改良
拡張	自動車道		藤岡市	鮎川	3.1				改良 路線の追加
拡張	自動車道		藤岡市	亀穴	0.1		○		改良・舗装
			藤岡市計	18 路線	48.9				
拡張	自動車道		上野村	奥名郷	2.3		○		改良
拡張	自動車道		上野村	金比羅	2.8		○		改良
拡張	自動車道		上野村	川和	2.0		○		改良
拡張	自動車道		上野村	住居附	8.1		○		改良
拡張	自動車道		上野村	赤屋	1.9		○		改良
拡張	自動車道		上野村	神寄沢	1.7				改良
拡張	自動車道		上野村	小幡沢	1.5				改良
拡張	自動車道		上野村	東沢	1.2				改良
拡張	自動車道		上野村	檜原	3.4				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	矢弓沢	7.3				改良
拡張	自動車道		上野村	日影平	0.8		○		改良
拡張	自動車道		上野村	後山	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	カマカケ	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	高見	0.4				改良
拡張	自動車道		上野村	笠丸	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	竜ヶ尾根	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		上野村	上野大滝	3.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	上野村	鏡ノ沢	0.1		○		改良
			上野村計	18 路線	44.5				
拡張	自動車道		神流町	坂丸	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	高萩	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	愛宕山	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	大平	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	森戸	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生	2.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	麻生支	1.7				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	道平	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	小塩沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	赤久縄	7.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	七久保橋倉	5.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	二子山	12.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ヤノタワ	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	境沢	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	所ノ沢	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	桜井沢	3.0				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	下小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	上小越	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	古宿	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	ながたわ	0.1				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	烏頭沢	3.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	八倉	1.5				改良・舗装
拡張	自動車道		神流町	尾附	0.8				改良・舗装

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		神流町	竹ノカヤ	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	今泉	0.1		○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	神流町	桐ノ城	0.1		○		改良
			神流町計	26 路線	47.3				
藤岡森林事務所計				62 路線	140.7				
拡張	自動車道		富岡市	藤田	0.5				改良
拡張	自動車道		富岡市	浅香入	4.0				改良
拡張	自動車道		富岡市	野上	3.2				改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	中沢	1.5				改良
拡張	自動車道		富岡市	森林公園	1.1				改良
拡張	自動車道		富岡市	中沢蚊沼	2.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	菅原	2.6				改良
拡張	自動車道		富岡市	日影	2.0				改良
拡張	自動車道		富岡市	木戸	0.2				改良
拡張	自動車道		富岡市	新屋	1.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		富岡市	大桁	1.4				改良
拡張	自動車道		富岡市	十三塚	1.4				改良
拡張	自動車道		富岡市	川後石	1.0				改良
拡張	自動車道		富岡市	頂寺山	3.0		○		改良・舗装
			富岡市計	14 路線	26.4				
拡張	自動車道		下仁田町	栗山	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	稲倉高倉	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	丸岳	0.5				改良
拡張	自動車道		下仁田町	鎌田	1.4				改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	中之岳	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	高達	0.3				改良
拡張	自動車道		下仁田町	吉崎	0.3				改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	奥山六車	0.5		○		改良
拡張	自動車道		下仁田町	丹沢	0.5		○		改良
拡張	自動車道		下仁田町	御場山	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		下仁田町	七久保橋倉	0.6				改良
拡張	自動車道		下仁田町	桑本三本木	0.3				改良
拡張	自動車道		下仁田町	大倉	0.2				改良
拡張	自動車道		下仁田町	桜の里	0.5		○		改良
拡張	自動車道		下仁田町	二岩	0.2		○		改良・舗装
			下仁田町計	15 路線	10.3				
拡張	自動車道		南牧村	奥山六車	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	道場	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	高原	0.3		○		改良
拡張	自動車道		南牧村	入山	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	渡戸	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	細萱	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	余地	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	日向山	0.4				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	馬坂羽沢	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	川久保	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		南牧村	砥山	0.1		○		改良
拡張	自動車道		南牧村	高岩	0.3				舗装
拡張	自動車道		南牧村	湯ノ沢小仁田	1.3		○		改良・舗装
			南牧村計	14 路線	10.7				
拡張	自動車道		甘楽町	二の倉	2.5				改良・舗装

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		甘楽町	稻倉高倉	6.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	稻倉	1.2				改良
拡張	自動車道		甘楽町	国峰	1.0				改良
拡張	自動車道		甘楽町	城山	2.2		○		改良
拡張	自動車道		甘楽町	芳の元	6.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	大平	2.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	草喰八丁河原	9.9				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	入山線	1.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	中郷雲津	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		甘楽町	西萩赤谷	2.9				改良
			甘楽町計	11 路線	39.0				
富岡森林事務所計				54 路線	86.4				
西毛森林計画区計				234 路線	345.6				

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

現計画のとおり

2 森林の現況

現計画のとおり

3 林業の動向

現計画のとおり

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

現計画のとおり

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

現計画のとおり

6 森林資源の推移

現計画のとおり

7 その他

(1) 年度別森林資源表（県計）

現計画のとおり

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
539

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	539	177	716
90	485		662
80	431		608
70	378		555
60	324		501
50	270		447
40	216		393
30	162		339
20	108		285
10	54		231

- 注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。
- 2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。

利根上流地域森林計画変更計画書

計画期間 { 自 令和3年4月1日 }
 { 至 令和13年3月31日 }

(令和3年度一部変更)

群馬県

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、利根上流地域森林計画を次のとおり変更します。

なお、変更計画の施行日は、令和 4 年 4 月 1 日とします。

1 変更事項

- (1) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「1 森林の立木竹の伐採に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (2) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「2 造林に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (3) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「3 間伐及び保育に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (4) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」の一部を次のとおり変更します。
- (5) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 3 森林の整備に関する事項」の「5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」に「林産物の搬出方法等」を加え、次のとおり変更します。
- (6) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「3 人工造林及び天然更新別の造林面積」の一部を次のとおり変更します。
- (7) 「Ⅱ 計画事項」のうち「第 6 計画量等」の「4 林道の開設及び拡張に関する計画」の一部を次のとおり変更します。
- (8) 「(附) 参考資料」のうち「7 その他」に「持続的伐採可能量」を加え、次のとおり変更します。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、生物多様性の保全の観点から、必要に応じて溪流周辺や尾根筋等に所用の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

(2) 立木の標準伐期齢に関する方針

現計画のとおり

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めることとします。

(2) 天然更新に関する指針

現計画のとおり

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣害の発生状況

また、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

現計画のとおり

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

現計画のとおり

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

現計画のとおり

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

(区域設定の考え方)

- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。
- ・ 特に効率的な施業が可能な森林
木材等生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(3) その他必要な事項

現計画のとおり

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

現計画のとおり

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想

定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110 以上	30~40
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85 以上	23~34
	架線系 作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60(50) 以上	16~26
	架線系 作業システム	20(15) 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	5~15

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

現計画のとおり

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

現計画のとおり

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

現計画のとおり

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同
化その他森林施業の合理化に関する事項

現計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

現計画のとおり

2 間伐面積

現計画のとおり

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

(下線部が今回の変更箇所)

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	450	<u>450</u>
うち前半5年分	220	<u>220</u>

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

(下線部が今回の変更箇所、変更内容を備考に記載)

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年 の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	沼田市	玉原富士見	<u>6.0</u>	<u>150</u>	○		路線の削除
開設	自動車道		沼田市	上野	<u>2.0</u>	<u>41</u>			路線の削除
開設	自動車道		沼田市	横子	<u>2.0</u>	<u>90</u>			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧白)	松根沢	<u>4.0</u>	<u>50</u>	○		路線の削除
開設	自動車道		沼田市(旧白)	下古語父	<u>0.1</u>	64			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	大門	<u>0.1</u>	31			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	古語久保	<u>0.1</u>	16			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	後沢	<u>0.1</u>	5			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	小供	<u>0.1</u>	9			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	新井沢	<u>0.1</u>	31			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	モロ	<u>0.1</u>	52			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	栗生	<u>0.1</u>	101			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	赤岩小沢	<u>0.1</u>	60			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	大揚	<u>0.1</u>	71			延長の変更
開設	自動車道		沼田市(旧利)	南越瀬	<u>0.1</u>	40	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道		沼田市(旧利)	石戸	<u>0.1</u>	20	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	内山水行寺	<u>0.1</u>	15			延長の変更

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	栗生大成木	0.1	20	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	寺間栗生	0.1	30			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	船久保十二平	0.1	30			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	南郷赤城原	0.1	10	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	真菜板倉支	2.0	117	○		路線の追加
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧白)	高平・椎坂	0.1	30	○		延長の変更
			沼田市計	19 路線	3.8	752			
開設	自動車道		片品村	上原	0.1	52			延長の変更
開設	自動車道		片品村	桶作	0.1	120			延長の変更
開設	自動車道		片品村	白井路	0.1	31			延長の変更
開設	自動車道		片品村	扇平	0.1	46			延長の変更
開設	自動車道		片品村	上ノ棚	0.1	56			延長の変更
開設	自動車道		片品村	関場	0.1	58	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道		片品村	野中	0.1	85			延長の変更
開設	自動車道		片品村	井戸入	0.1	25			延長の変更
開設	自動車道		片品村	赤沢	0.1	130			延長の変更
			片品村計	9 路線	0.9	603			
開設	自動車道		川場村	赤倉栗生	1.0	309			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	川場村	太郎	0.5	160	○		延長の変更
開設	自動車道		川場村	北ノ入	0.1	51			延長の変更
開設	自動車道		川場村	霧窪	0.1	32			延長の変更
開設	自動車道		川場村	中野小屋ノ入	0.1	24			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	川場村	中野小沢	3.0	23	○		路線の削除
開設	自動車道		川場村	越継	0.1	42			延長の変更
開設	自動車道		川場村	生品	0.1	36			延長の変更
開設	自動車道	林業専用道	川場村	霧窪2号	2.5	30	○		路線の削除
開設	自動車道		川場村	太郎	0.5	111	○		路線の削除
			川場村計	6 路線	1.0	345			
開設	自動車道		昭和村	学校林	0.1	43			延長の変更
開設	自動車道		昭和村	天狗平	0.1	13			延長の変更
			昭和村計	2 路線	0.2	56			
開設	自動車道	林業専用道	みなかみ町(旧水)	藤原玉原	2.5	40	○		路線の削除
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	芦沢	0.1	60	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	上ノ原	0.1	152			延長の変更
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	高日向	0.1	35			延長の変更
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	小日向	4.0	116	○		路線の削除

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	前山沢落	0.1	32	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	後閑	0.1	26			延長の変更
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	下牧	0.1	37			延長の変更
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	下津	0.1	25			延長の変更
開設	自動車道		みなかみ町(旧新)	味城山	0.1	16	○		延長の変更及び前半5 カ年箇所の削除
開設	自動車道		みなかみ町(旧新)	師田	0.1	64			延長の変更
開設	自動車道	林道専用道	みなかみ町(旧月)	手小屋	1.5	129			路線の削除
開設	自動車道	林道専用道	みなかみ町(旧月)	不動沢落	0.7	35			路線の削除
開設	自動車道	林業専用道	みなかみ町(旧月)	後閑2号	0.4	15	○		延長の変更
			みなかみ町計	10 路線	1.3	462			
利根沼田環境森林事務所計				46 路線	7.2	2,218			

単位 延長：km，面積：ha

開設 拡張別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		沼田市	上野	5.7				改良
拡張	自動車道		沼田市	赤坂	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	三峰	3.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	大戸屋	1.0				改良
拡張	自動車道		沼田市	中沢	2.1				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	富士見	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	井戸平	3.3				改良
拡張	自動車道		沼田市	横子	0.9				改良
拡張	自動車道		沼田市	横子支	0.6		⊖		改良 前半5カ年箇所の削 除
拡張	自動車道		沼田市	迦葉富士山	3.3				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	高王山	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	三峰東	2.5				改良
拡張	自動車道		沼田市(旧白)	赤倉栗生	2.8				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	大島	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	青木輪久原	3.0				改良
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	老神穴原	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	老神大揚	0.5		○		改良
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	高戸谷	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	小沢	5.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	鬼岩	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	真菜板倉	1.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	赤倉栗生	5.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	穴平	1.4				舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	石戸	1.0		⊖		改良・舗装 前半5カ年箇所の削 除
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	柿平	1.4				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	南郷戸谷沢	1.4		⊖		改良・舗装 前半5カ年箇所の削 除
			沼田市計	26 路線	57.4				
拡張	自動車道		片品村	丸山	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	片路	0.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	山崎	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	老の久保	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	宇条田	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	十二次	0.5				改良
拡張	自動車道		片品村	水沢支	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	向太田	1.2				改良
拡張	自動車道		片品村	白井沢	0.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	小田部	0.5				改良
拡張	自動車道		片品村	伊閑町	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	大沢閑野	2.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	香沢	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	仁加又	1.0		⊖		改良・舗装 前半5カ年箇所の削 除
拡張	自動車道		片品村	丸沼根羽沢	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	奥鬼怒	9.0		○		改良・舗装

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の 計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		片品村	水沢	1.0				改良・舗装
			片品村計	17 路線	23.8				
拡張	自動車道		川場村	赤倉栗生	5.0				改良・舗装
拡張	自動車道		川場村	迦葉富士山	3.0				改良・舗装
拡張	自動車道		川場村	霧窪	0.7				改良
拡張	自動車道		川場村	門前	5.2				改良・舗装
拡張	自動車道		川場村	太郎	3.4		○		改良
拡張	自動車道		川場村	富士見笹平	3.4		○		改良
			川場村計	6 路線	20.7				
拡張	自動車道		昭和村	赤城原中野	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		昭和村	学校林	2.0		⊖		改良 前半5カ年箇所の削 除
拡張	自動車道		昭和村	大久保	1.4				改良
			昭和村計	3 路線	4.4				
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	前山	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	塚原	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	沢入	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	深沢・真沢温泉	1.0				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	吉平	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	後閑	0.9		⊖		改良 路線の追加
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	宝台樹	0.7		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	小日向	3.0		⊖		改良・舗装 前半5カ年箇所の削 除
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	鹿野沢入	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	入山	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	高日向	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	向山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	須摩野	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	南面	0.3		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	東峰恋越	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	中の入	0.8				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	上須川	0.3				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	姉山	0.5				改良
			みなかみ町計	18 路線	14.4				
利根沼田環境森林事務所計				70 路線	120.7				

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

現計画のとおり

2 森林の現況

現計画のとおり

3 林業の動向

現計画のとおり

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

現計画のとおり

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

現計画のとおり

6 森林資源の推移

現計画のとおり

7 その他

(1) 年度別森林資源表（県計）

現計画のとおり

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
159

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	159	59	218
90	143		202
80	127		186
70	111		170
60	95		154
50	79		138
40	63		122
30	48		107
20	32		91
10	16		75

- 注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。
- 2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。